

議事要旨(7) 実務対応報告第18号の見直しについて

冒頭、小賀坂副委員長より、実務対応報告第 18 号の見直しについての審議を行う旨が説明され、その後、前田ディレクターより審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 在米子会社ののれんについて、親会社では 15 年償却が適切だと認識している場合に、現地の会社が 10 年で償却しているときには当該償却を連結上そのまま受け入れる一方で、現地の会社が償却をしていない場合には連結上は 15 年で償却することを勘案すると、経済実態が変わらないのに連結上の結果が変わるため、コメント 10 については検討する余地があるのではないか。
  - 実務対応報告第 18 号の脚注 1 については、更なる明確化は難しいとしても、これまでの実務の取扱いに委ねるという対応も考えられるのではないか。
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 在米子会社ののれんについて、仮に親会社では 10 年以上の償却を適切と認識するのであれば、在米子会社において償却処理を選択しないことが考えられる。そのため、償却処理を選択する場合には、在米子会社の処理をそのまま受け入れ、連結上で償却年数を見直す必要はないものとする。
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - コメント 10 について、事務局対応案でよいと考える。  
米国の非公開会社ののれんについて、償却が認められた理由に、のれんの減損テストの実施に係るコストが挙げられている。また、10 年の上限は、企業結合で取得した資産及び負債の重要な部分は、一般的に 10 年以内に使用されると考えられることが挙げられている。このような米国会計基準の改正の背景を勘案すると、在米子会社が 10 年以内の償却を選択した場合に、その処理をそのまま受け入れることが考えられる。
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 在米子会社がのれんを償却するか否かについては、親会社も関与して検討していることを勘案すると、在米子会社が償却を選択した場合には、その処理を連結上そのまま受け入れることが考えられる。
  - 親会社では 15 年償却が適切だと認識する一方で、在米子会社が 10 年の償却を選択

した場合の取扱いについて、実務対応報告第 18 号に記載できるかどうか検討した方がよいのではないか。

- 脚注 1 の取扱いの検討は、今後実施すべき事項と認識している。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 在米子会社が親会社の認識と異なる償却年数で償却した場合の取扱いを記載するかどうかについては、実務対応報告第 18 号は、修正項目を記載しており、修正項目以外は IFRS 及び米国会計基準をそのまま受け入れることから、個々の受入れ項目について受け入れ方を記載することは難しい。

■ ある委員より、次のコメントがあった。

- 今後包括的に整理する予定と記載しているが、包括的と表現すると見直す範囲が広がることから別の表現を検討して頂きたい。現時点では、どの程度見直すかを議論する必要があるのではないか。
- コメント 10 への対応については、脚注 1 の更なる明確化は難しいことを記載するのではなく、更なる明確化を不要とする理由を記載する必要があると考える。
- 在米子会社がのれんを 10 年で償却している場合に、連結上、償却年数を 15 年や 20 年に見直すケースは相当限定的と考えられる。すなわち、米国において、10 年で償却することに合理性があることから、連結上で償却年数が明らかに不合理とは言えないのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 包括的に整理する予定であるという表現については、IFRS 第 9 号「金融商品」のノンリサイクリング処理についての論点を整理するように記載を見直したい。
- コメント 10 については、親会社の意向も踏まえた現地の判断をそのまま受け入れる方向で、対応を考えたい。

以 上